

本庁舎における遺失物及び拾得物の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）に定めるもののほか、本庁舎内における拾得物の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において「本庁舎」とは、千葉県庁舎管理規則（昭和40年千葉県規則第25号）第2条に規定する庁舎のうち同規則別表に掲げる本庁舎をいう。

2 この要領において「拾得物」とは、一般拾得物及び占有者拾得物をいう。

3 この要領において「一般拾得物」とは、本市職員及びこれに準ずる者（本庁舎の警備、清掃その他本庁舎内において業務に従事している者をいう。）（以下、「職員等」という。）以外の者が拾得した物をいう。

4 この要領において「占有者拾得物」とは、職員等が拾得した物をいう。

5 占有者拾得物については、本庁舎の庁舎管理者（千葉県庁舎管理規則第3条第2項に規定する庁舎管理者をいう。）を拾得者とみなすものとする。

(拾得等の届出等)

第3条 本庁舎で遺失した者又は遺失物を拾得した者は、速やかに、その旨を新庁舎整備課長に届け出るものとする。

2 新庁舎整備課長は、前項の規定による届出があった場合は、その旨を遺失物届出台帳（様式第1号）又は拾得物処理台帳（様式第2号）に登載するものとする。この場合において、拾得者から拾得物の交付を受けたときは、拾得物件控書（様式第3号）を作成し、拾得者が遺失者への氏名等の告知について同意する場合は氏名等告知の同意欄に拾得者の署名を求めるものとする。ただし、拾得者が職員等の場合は拾得物件控書の作成を省略することができる。

3 新庁舎整備課長は、拾得者から拾得物の交付を受け、拾得者の請求があったときは、その者に拾得物仮預り書（様式第4号）を交付するものとする。ただし、拾得者が当該拾得物に関する権利を放棄したとき、又は法第34条第3号の規定により当該拾得物に関する権利を失ったときは、拾得物仮預り書を交付しないものとする。

4 前項ただし書に規定する場合のほか、届出に係る拾得物が占有者拾得物であるときは、拾得物仮預り書の交付を省略することができる。

5 新庁舎整備課長は、拾得物の交付を受けた場合において、拾得者から当該拾得物に関する権利を放棄する旨の申告があったときは、拾得物件控書の権利放棄の申告欄に拾得者の署名を求めるものとする。

(拾得物の保管)

第4条 新庁舎整備課長は、前条第2項の規定により拾得物の交付を受けたときは、次条第1項の規定により返還し、又は第6条第1項若しくは第3項の規定により警察署長に提出するまでの間、当該拾得物をき損し、又は紛失しないように保管する

ものとする。

(拾得物の返還)

第5条 新庁舎整備課長は、第3条第2項の規定により拾得物の交付を受けたときは、速やかに当該物件を遺失者、所有者又は物件回復の請求権を有する者（以下「遺失者等」という。）に返還するものとする。

2 新庁舎整備課長は、前項の規定により拾得物を返還するときは、遺失物受領書（様式第5号）を徴して返還するものとする。この場合において、遺失者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって遺失者等であることを証明させるものとする。

3 新庁舎整備課長は、第1項の規定により拾得物を返還したときは、その旨を拾得物処理台帳に記載するものとする。

(拾得物の提出)

第6条 前条第1項の規定による返還ができない場合は、拾得物提出書（様式第6号）により、拾得物の交付を受けた日から7日以内に所轄の警察署長に拾得物を提出するものとする。

2 前項の規定により一般拾得物を警察署長に提出した場合において、拾得物預り書の交付を受けたときは、当該拾得者に対し、既に交付した拾得物仮預り書と引換えに拾得物預り書を交付するものとする。

3 前条及び第1項の規定にかかわらず、法第13条第1項ただし書に規定する物件については、直ちに所轄の警察署長に提出するものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項又は第3項の規定により拾得物を警察署長に提出したときについて準用する。

(所有権を取得した物件の取扱い)

第7条 本市が拾得物の所有権を取得して警察署長から拾得物の交付を受けたときは、現金にあっては直ちに市の歳入に繰り入れ、現金以外のものについては売却処分等をするものとする。ただし、売却が困難なものについては、廃棄することができるものとする。

(担当事務)

第8条 本庁舎内における遺失物及び拾得物の取扱いについては、別に定めるもののほか、新庁舎整備課長が担任するものとする。

附 則

1 この要領は、平成19年12月10日から施行する。

2 本庁舎における遺失物及び拾得物の取扱いに関する要領（平成17年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。